

# 滋賀県看護職員修学資金 特定施設種別一覧表【令和6年度以降新規貸与者対象】

※本表は、令和6年度以降に滋賀県看護職員修学資金を新規貸与を受けた方を対象とするものです。  
 令和5年度以前に新規貸与を受けた方は、「滋賀県看護職員修学資金 特定施設一覧表【令和5年度以前新規貸与者対象】」をご確認ください。

＜病院＞			
病床数が199床以下の病院 ※助産師として就業する場合は、病床200床以上の病院も可		精神病床数が80%以上の病院	条例の規定する老人病院等
＜診療所等＞			
診療所	助産所 ※助産師として就業する場合に限る		
＜障害児入所施設等＞			
乳児院 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	保育所 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	幼保連携型認定こども園 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	児童養護施設
福祉型障害児入所施設 ※主として自閉症児または肢体不自由児を入所させる場合に限る	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター ※主として重症心身障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る	児童心理治療施設
児童福祉法第6条の2の2第3項に基づき厚生労働大臣が指定した独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関	放課後児童健全育成事業を行う事業所(放課後児童クラブ) ※医療的ケア児を通わせるものに限る	家庭的保育事業等(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)を行う事業所 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	児童発達支援事業を行う事業所 ※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る
医療型児童発達支援事業を行う事業所 ※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る	放課後デイサービス事業を行う事業所 ※主として重症障害児または医療的ケア児を通わせる場合に限る		
＜助産関係施設＞			
母子健康包括支援センター ※助産を行う施設に限る			
＜自治体＞			
県 ※保健師として就業する場合に限る	市町 ※保健師として就業する場合に限る		
＜介護系施設等＞			
介護老人保健施設	介護医療院	訪問入浴介護事業を行う事業所	訪問看護事業を行う事業所
通所介護(デイサービス)事業を行う事業所	通所リハビリテーション事業を行う事業所	短期入所生活介護事業を行う事業所	特定施設入居者生活介護事業を行う事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を行う事業所	夜間対応型訪問介護事業を行う事業所	地域密着型通所介護事業を行う事業所	認知症対応型通所介護事業を行う事業所
小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所	地域密着型特定施設入居者生活介護事業を行う事業所	地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護事業を行う事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
介護予防訪問入浴介護事業を行う事業所	介護予防訪問看護事業を行う事業所	介護予防通所リハビリテーション事業を行う事業所	介護予防短期入所生活介護事業を行う事業所
介護予防特定施設入居者生活介護事業を行う事業所	介護予防認知症対応型通所介護事業を行う事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所	地域包括支援センター ※保健師として就業する場合に限る
療養介護事業を行う事業所	生活介護事業を行う事業所	自立訓練(身体機能の向上に係るものに限る)事業を行う事業所	養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	救護施設	更生施設	
＜学校等＞			
幼稚園 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	小学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	中学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	義務教育学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る
高等学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	中等教育学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	特別支援学校 ※医療的ケア児を通わせるものに限る	